

タイの伝統法 : 『三印法典』の性格をめぐって

著者	石井 米雄
雑誌名	国立民族学博物館研究報告
巻	8
号	1
ページ	18-32
発行年	1983-03-31
URL	http://doi.org/10.15021/00004459

タイの伝統法*

—『三印法典』の性格をめぐる—

石井米雄**

A Note on the Law of the Three Seals

Yoneo ISHII

In Sukhothai inscriptions (1292–1536) and *Traiphūm Phra Ruang* (1345), the Thai word, *thamma*, adopted from Skt. *dharmā* is used to mean ‘the teachings of the Buddha’, ‘Buddhist principles’, whereas in the *Law of the Three Seals* (1805) the term came to mean, in addition to its traditional, religious connotations, ‘righteousness in accordance with Phra Thammasāt,’ the first book of the Corpus of 1805 or a Buddhistized *dharmasāstra*. The innovation becomes clearer when the word is combined with *yutti* to make *yuttitham* which, in modern context, means ‘justice’. The paper proposes to see this semantic change as a reflection of metamorphosis in the concept of law of the traditional Siam.

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 1. 「インド化」と「シンハラ化」 | (2) 『三界経』の <i>thamma</i> |
| 2. モーン・ダンマサッタンの影響 | (3) 『三印法典』の <i>thamma</i> |
| 3. <i>thamma</i> (タンマ) の意味変化 | 4. 「紛争の調停者」としての国王 |
| (1) スコータイ刻文の <i>thamma</i> | 5. 「立法者」となった国王 |

1. 「インド化」と「シンハラ化」

タイの伝統法が、インド法の影響をうけて成立したという事実を、はじめて実証しようとした学者は政尾藤吉である。前世紀末、シャムの近代刑法典草案起草のため、法律顧問としてシャムに赴いた政尾は、1905年、バンコクの「シャム協会」(The Siam Society) で講演を行い、今日、『三印法典』として伝承されているタイの伝統法典の

* 本稿は、昭和55年度国立民族学博物館共同研究「東南アジアにおける慣習法の研究」(研究代表者：石井米雄)の成果の一部である。

** 東南アジア研究センター、国立民族学博物館運営協議員

内容¹⁾を、つぎの5項目について『マヌ法典』との比較を試みた。政尾はまず『三印法典』の冒頭におかれた「プラタマサート」(Phra Thammasāt)の原文を『マヌ法典』と照合し、「訴訟の原因となる18の項目」が『マヌ法典』(VIII, 4-8)と、「プラタマサート」のいずれにも見出される事実を指摘した。ついで「奴隸法」(Laksana Thāt)をとりあげ、同法に挙げられた奴隸の7種類と、『マヌ法典』(VIII, 415)のそれとの同一性を確認した。さらに「証言法」(Laksana Phayān)に見える証人の非適格要件が、大筋において『マヌ法典』(VIII, 64-68)の記載に対応している事実を見出し、また「債務法」(Laksana Kūnī)のふたつの規定、すなわち、(1)利子は元金の額を超えない、(2)偽って己の債務を否認する者には、債務額の2倍の罰金が課される、という規定がそれぞれ『マヌ法典』(VIII, 151, 153 および 59)に存在している事実をつきとめた。政尾はこれらの対応に基づいて、タイの伝統法がヒンドゥー法系(Hindu Law System)に属することが証明されたとしている[MASAO 1905: 15-18]。タイの伝統法がインド法と深い関係にあることは、たとえば「プラタマサート」という名称自身もこれを示唆しているといえる。Phra Thammasātをタイ文字にしたがって転写すれば *vrah dharmaśāstra* となるが、これは正に『マヌ法典』によって代表される「ダルマシャーストラ」そのものに外ならないからである。しかし政尾論文以前には、法の内容の対応を具体的に検討して、両者の関係を実証しようとした者はなかった。その意味において政尾の論文は、この分野における先駆的業績であり今日でもしばしば引用されている(たとえば [HOOKER 1978: 32])。しかし、いまかりにタイの伝統法とインド古代法との間に関係が存在するとしても、政尾の挙げた5つの事例だけでは両者の間の直接的関係を証明するに十分とはいえない。しかも政尾自身も認めているように、両者の間には一致点と共に不一致点も存在しているのである。たとえば、「プラタマサート」と『マヌ法典』の双方に見出されるという「訴訟を提起せしめる18項目」についてみても、「プラタマサート」には、この他さらに『マヌ法典』にはない11の項目が挙げられており、合計で29項目とされている[MASAO 1905: 15]。また『三印法典』所収の「奴隸法」には、『マヌ法典』には見られない「使うべからざる6種の奴隸」が列挙されている。証人非適格者の要件についても、「証言法」には、『マヌ法典』に見える「ヴェーダの学習者」を欠き、後者にはない「5戒・8戒を守らぬ者」を挙げているなど両者の間には重要な異同がある。とくにこの最後の事例は、ダルマシャーストラを生み出したバラモン教的枠組からの逸脱を

1) 『三印法典』は、1805年、現チャクリ王朝の創設者ラーマ1世王の命により、当時存在していたアユタヤ朝以来の古い法令・布告と、1世王の布告とを併せて集大成した法典で、近代法が整備されるまで、唯一の法律書として永く用いられていた[石井 1969: 155-178]。

示す徴表として見逃すことはできない。

セデス (G. Coedès) は、後2世紀ごろから、東南アジアの各地に、インド系の名をもつ王が支配し、インドの慣習、宗教を採用した王国が成立した事実に着目し、この事実を「インド化」(hindouisation) という概念をもって統一的に説明しようとした。セデスによれば「インド化」とは、「インド的王権思想に基き、ヒンドゥー教ないし仏教儀礼、プラーナ神法、ダルマシャストラの遵奉を特徴とし、サンスクリット語を表現手段としてもつ、組織的文化の外延の拡大」であり、「サンスクリット化」(Sanskritisation) と呼ばれるという [COEDÈS 1964: 38]。衆知のとおり「インド化された諸国」は、数多くのサンスクリット刻文を遺した。たとえばチャンパー、カンボジアに由来するサンスクリット刻文の数は、登録されたものだけでも、500余点上っている [石沢 1979: 49-86]。しかしインド化を特徴づけるサンスクリット刻文の製作は、14世紀をもって終焉に至る。チャンパーで発見されたもっとも後世のサンスクリット刻文は1253年のものであり、カンボジアのそれも1330年を下ることがない [COEDÈS 1962: 216; 邦訳 159]。カンボジアでは、すでに1308年に、スリランカ系の上座部仏教の弘通を示すパーリ語の刻文がつくられている [COEDÈS 1936: 14-21; 石沢 1979: 81]。かつてアンコールやチャンパーに、巨大石造建築群を生み出したヒンドゥー教・大乘仏教は、13世紀を境として衰退期に入り、代って、パーリ語を宗教用語とする上座部仏教文化が、かつてのサンスクリット文化の地位にとって代るのである。たしかに上座部仏教もまた、インド文化の所産のひとつではある。しかし、もしセデスに従い、「インド化」=「サンスクリット化」とするならば、その中核となる宗教を異にし、言語を異にする東南アジアの上座部仏教化を、「インド化」と称することは適当ではない。われわれは、上座部仏教がスリランカで発展し、シンハラ人によって、パーリ語を媒介として各地に伝えられたという歴史事実に着目し、13世紀以降の東南アジアを支配したインド文化の新しい様相を「シンハラ化」(Sinhalaization)あるいは「パーリ化」(Pali-ization)と呼ぶことによって、「インド化」のあとに発生した変化の意義を明確にしておきたいと思う。13世紀に至ってようやく国家形成の段階に到達したタイは、「インド化」ではなく、「シンハラ化」ないしは「パーリ化」された国のひとつである。このように見るならば、さきに言及した政尾論文の問題点は、「インド化」と「シンハラ化」を区別せず、「プラタマサート」を無媒介的に『マヌ法典』と結びつけようとした点に存在するということができる。「プラタマサート」は「インド化」の所産ではなく、あくまでも「シンハラ化」によって生み出された法なのである。

2. モーン・ダンマサットンの影響

「プラタマサート」と『マヌ法典』との中間に、第3の法の存在を想定した最初の学者はウッド (W. A. R. Wood) である。1933年、ウッドはかれの『タイ国史』のなかで、16世紀の中葉、ビルマのタウンゲー王朝の軍勢がアユタヤを攻略したのち、15年にわたり、ビルマ人がアユタヤを支配したとき、「ダムマタツすなわちマヌ法典」(the Dhammathat, Code of Manu) が、ビルマ人を通じてタイに導入されたと述べている [Wood 1933: 127]。もしそれが事実であるとすれば、アユタヤにもたらされた「ダムマタツ」とは、『マヌ法典』そのものではなく、ビルマ人が、「ダルマシャーストラ」をモデルとし、パーリ語ないしビルマ語で作成した、いずれかの dhammasattham であつたらう。このウッドの所説は、標準的な東南アジア史とされるホール (D. G. E. Hall) の第4版 (1981) においても祖述されている [Hall 1981: 292]。

このウッド説に対し、フランスの法制史家レンガ (Robert Lingat) はビルマ人占領者によって強制された法を、タイ人が独立回復後も用い続けたと考えるのは不自然であるとして批判し、「プラタマサート」のパーリ語の序を論拠とする、モーン起原説を立てた。パーリ語の序には²⁾、「ダムマサットン」(Dhammasattham) は、もとマヌーサーラ仙により、根本語(パーリ語)で説示され、師資相承してラーマンニャの地方に至って確立したが、この国すなわちシャムの人びとにとっては理解が困難であるので、これをシャムの言葉に移すと記されている。レンガはこの記述を事実と判断して、「プラタマサート」の直接の起原をモーン語の「ダムマサットン」としたのである。

モーン人は、「ダルマシャーストラ」の影響を受けながら、モーン語あるいはパーリ語で、数多くの法典を作成した。その過程においてモーン人は、もともと高度に、バラモン教的性格をもったインドの「ダルマシャーストラ」から、その宗教性を奪い、これを世俗法化すると同時に、自らの宗教である仏教との整合性を維持するため、これに仏教的潤色を施した³⁾。モーン人の地ラーマンニャデーサは、ペゲー、マルタバ

2) 原文以下のとおり

Yañ ca lokahitam sattham Dhammasatthan ti pākaṭam bhāsitam Manusārena mūlabhāsāya ādito paramparābhatam dāni Rāmaññesu paṭiṭṭhitam Ramaññassa ca bhāsāya duggāṭham purisen'īha tasmā tam Sāmbhāsāya racissan tam suṇātha me ti

3) フォルヒハンマー (E. Forchhammer) は、「ダルマシャーストラ」が、7世紀から9世紀の間に南インドにおいて仏教化されて“Buddhist Law of Manu”が成立し、それがのちに下ビルマにもたらされ、モーン人によって受容されたという仮説を立てたが、レンガはその可能性を否定し「ダルマシャーストラ」の仏教化はモーン人の手によると主張している [Lingat 1937: 12]。

ンなどのある下ビルマに比定されているが、ナコンパトム、ロップリを中心とするチャオプラヤー河下流域にも、7世紀に、ドヴァーラヴァティというモン人の国家が存在していたことが知られている [HALL 1981: 182-184]。この地域には、14世紀の中葉に至って、タイ人の国家アユタヤが建設されるのであるが、レンガは、アユタヤ成立に先立つ長期間の文化接触の結果、タイ人がモン人によって伝承されていた「ダンマサッタ」を受容したと考えるのである [LINGAT 1937: 9-12]。

3. *thamma* (タンマ) の意味変化

ここで少しく本論をはなれ、タイの伝統法がバラモン教の文脈をはなれ、どの程度仏教化されているかを理解するため、サンスクリット語 *dharma* に由来するタイ語 *thamma* をとりあげ、この語の多義性を歴史的文献について具体的に検討するとともに、『三印法典』における *thamma* の用例と比較してみようと思う。比較のための資料としては、スコータイ刻文とスコータイ王の作と伝えられる『三界経』(Trai Phūm) を用いることにする⁴⁾。

(1) スコータイ刻文の *thamma*

タイ語 *thamma* は、スコータイ刻文では *dharmma* あるいは *dharrma* と書かれる。語形的にはパーリ語 *dhamma* ではなくサンスクリット語 *dharma* に近い。タイ語の最古層を示す第1碑文が製作された1292年から、第14碑文の1536年に至る約250年間につくられた10点のタイ刻文の中から24個の *thamma* の用例が見出される⁵⁾。語義の変化に注意しつつその用例を見ることにする。

i) 狭義の「仏法」の意

4) スコータイ刻文のテキストには G. Coedès, *Recueil des inscriptions du Siam, Première partie: Inscriptions de Sukhodaya*. Bangkok, 1924; Khanakammakān kānphicāranā lae catphim ēkasān thāng prawatisāt, Samnak Nāyokrattamontri, *Prachum Silācārūk Phak 1*. [Collected Inscriptions, Part 1]. Bangkok, 1978; *Prachum Silācārūk Phak 3*. [Collected Inscriptions, Part 3]. Bangkok, 1978 を用い、検索には Y. Ishii, O. Akagi, N. Endo (eds.) *A glossarial index of the Sukhothai inscriptions*. Kyoto: Shoukadoh, 1977 を利用した。また『三界経』のテキストには Ongkākhā khōng Khurusaphā, *Traiphūm Phra Ruang khōng Phrayā Lithai* [Traiphūm Phra Ruang of King Phrayā Lithai] Bangkok: Ongāknkhā khōng Khurusaphā, 1963 を用い、G. Coedès et C. Archaimbault, *Les trois mondes (Traibhūmi Brah R'van)*, Paris: E. F. E. O., 1973 および Frank E. Reynolds & Mani B. Reynolds, *Three Worlds according to King Ruang: A Thai Buddhist Cosmology*. Berkeley: Asian Humanities Press, 1982 を参照した。

なお、『三印法典』のテキストには Ongkākhā Khōng Khurusaphā の5冊本を用い、用語の検索には Y. Ishii & S. Sugita (eds.) *KWIC Index of the Law of the Three Seals* (未定稿) を利用した。

5) 1-3-15, 1-3-16, 1-4-14, 1-4-27; 2-1-37, 2-1-38, 2-1-43, 2-2-8, 2-2-81; 3-1-55, 3-1-57, 3-2-35, 3-2-45, 3-2-46; 5-2-15, 5-3-13; 8-4-3; 9-3-30; 11-2-18; 14-1-30, 14-1-35, 14-2-9; 15-2-13; 49-0-23 (数字は刻文番号一碑面一行を示す)

“*sadap thamma*” [5-3-13; 14-1-35; 49-0-23] 「仏法を聴く」

“*sūt thamma*” [1-3-15; 1-3-16] 「説法を行う」

さまざまな仏教儀礼に際し、説法者の言葉として具体的に説示されるブッダの教説という意味である。

ii) 広義の「仏法」の意

chuai yō thamma nai langkādi[pa] [2-2-81] 「ランカー島の仏法の興隆に寄与する」

chit chamnong chong thamma [15-2-12] 「その心は仏法に帰依している」

loek sāsānathamma nai phramahānakhōn singhala [11-2-1] 「シンハラの都の聖教を賞揚する」

i) の事例より意味が広がり、「仏法」一般を意味する。

iii) 仏教的行為規範の意

chōp duai thamma [1-4-28] 「タナムに違って」

kratham bo chōp thamma [9-3-30] 「タナムに適わない行為をする」

kratham chōp thamma dang an [3-2-45, 46] 「これらの（仏教的行為規範に照して正しい）原理に適った行為をする」

iv) 意味が弱まり、仏教的正しさを意味する形容詞として用いられる場合

rū bun rū tham[ma] [1-4-14; 2-1-38; 3-1-55; 3-2-35] 「功德を知る」

kratham bun kratham tham[ma] [2-1-43] 「功德を積む」

直訳すれば「功德を知り(行い)仏法を知る(行う)」となるが、対句の第2要素としての *thamma* に独立の意味を与えるより、むしろ第1要素の *bun* (*puñña*) が仏法の原理に違って正しいことを示す修飾語として考えられる。

つぎの事例では *thamma* の形容詞化はより明確である⁶⁾。

kratham buntham[ma] [3-1-57; 5-2-15; 8-4-3] 「功德を積む」

(2) 『三界経』の *thamma*

現存する『三界経』の写本は、18世紀末に作成されたものであるが、原本はスコータイ王プラーヤ・リタイの筆になるもので、1345年頃の完成とされている [REYNOLDS 1982: 5-7, 37-41]。

『三界経』の中で使用される *thamma* の用例は、スコータイ刻文における用例と比べて大差はない。

6) A. B. Griswold らは、3-2-35に見える “*rū bun rū tham [ma]*” を “do what is right” と訳し、“Literally ‘know merit and know the Dharma’” と注記している [GRISWOLD and PRASERT 1973: 109]。

i) 狭義の「仏法」の意

fang thamma-thēsana [p. 94] 「説法を聴く」

nang yū fang thamma [p. 180] 「一同上一」

ii) 広義の「仏法」の意

nakprāt phū rū thamma [p. 94] 「仏法を知る賢者」

hai rū thamma [p. 111] 「仏法を知らしめる」

iii) 仏教的行為規範の意

mī chōp thamma [p. 111] 「タンマに適わず」

mī pen thamma [p. 60] 「一同上一」

sangsōn dōi thamma [p. 111] 「タンマに従って教誡する」

iv) bun (功德) の修飾句として

rū chak bun rū chak tham[ma] [p. 36] 「功德を知る」

tham bun lae tham[ma] lae tham kuson [=kusala] [p. 111] 「功德を積む」

しかし、つぎの用例はスコータイ刻文に見当たらないものである。

mī sin mī thamm[ma] [p. 81] 「戒を保ち仏法を保つ」

sin はパーリ語 *sīla* のタイ訛音で、スコータイ刻文では、在家戒を意味する場合 [1-2-9, 1-2-12] と、出家戒を意味する場合 [2-1-45, 3-1-40] とがある。この用例は前掲の *rū chak bun rū chak tham[ma]* からの類推で、*sin* の正しさを示す修飾語であると考えられぬこともないが、一応レイノルズおよびセデスの見解に従い、独立の意味をもつ語としておく⁷⁾。

代表的な歴史的文献にあらわれた *thamma* の用例は以上のとおりであるが、ここで『三印法典』にもどり、同法典中で *thamma* がどのように使用されているかを検討して行くことにする。

(3) 『三印法典』の *thamma*

『三印法典』の中には、*thamma* の用例が142例見られる。これらの用例は、上に検討したスコータイ刻文および『三界経』の事例と類似しているが、仏教の文脈をはなれて「公正、正義」を意味する現代的用法への発展を示唆する用例も見られる。

i) 狭義の「仏法」の意

phū samdaeng lae phū fang thamma [Kot Phrasong 1] 「説法者と法を聴く者」

sadap fang phra thamma thēsana [Phrarātchakamnot Mai 33] 「仏法を聴く」

7) セデスらの仏訳、レイノルズの英訳は以下のとおり。

[tous] observent les préceptes, la loi,...[COEDÈS and ARCHAMBAULT 1973: 78]; [the people] have the moral precepts and the Dhamma [REYNOLDS 1982: 124].

これらの用例と似ているが、僧職者の資格としての仏教々理という、特殊な意味をもつのがつぎの用例である。

sāmanēra rū *thamma* [Nā Thahān Hua Müang 27] 「教法の知識ある沙弥」

phiksu rū *thamma* [ibid.] 「教法の知識ある比丘」

phrakhrū rū *thamma* [ibid.] 「教法の知識あるプラクルー」⁸⁾

tāpa khāo rū *thamma* [ibid.] 「教法の知識ある白衣の行者」

ii) 広義の「仏法」の意

tang chai *ao thamma wāchā chong thiang thae* [Tralākān 36] 「決意して仏法の教えに正しくしたがう」

sawaeng hā sūng *khōng thamma* [Inthaphāt 3] 「「仏法」の道を尋ね求める」

phū *song thamma an prasoet* [Rap Fōng 32] 「勝れた仏法の護持者（である国王）」

iii) 仏教的行為規範の意

liang chīwit *phī thamma* [Kot Phrsong 6] 「仏道にもとる生活をおくる」

nakprāt rāitchabandit an yū *kae thamma* [Phayān 1] 「仏道に随う賢者」

基本的には仏教に基づく行為規範ではあるが、意味内容がより広くなり、しだいに世俗の意味を増している。『三印法典』の用例全体ではこのカテゴリーに属する例が圧倒的に多い。

phichāranā *mai pen sat mai pen tham[ma]* [Prakāt Phrarāitchaparrop] 「真実にもとりタンマにもとる審理を行う」

bangkhap khadī *mi pen thamma* [Phra Thammasāt 4] 「タンマにもとった仕方
で訴えを裁く」

mi dai liang ying *dōi thamma* [Phua Mia 55] 「妻をタンマに随って養わない」

hai liang dū lūk mia...*chong chōp doi thamma* [Phua Mia 74] 「妻子をタンマに随って養うべし」

pramūn phrarāitchasap khūn phrakhlang *duai chōp thamma* [Prharāitchakamnot Kau 42] 「(徴税請負人が) タンマに随って請負った(額の)税を王庫へもたらす」

iv) yut と共に語句をつくる場合

yut は、パーリ語 yutti (相応, 正当) のタイ語形で、「正しき, ふさわしき」を意味する。thamma が yut と共に対句をつくる場合, その仏教的性格はいっそう

8) ビク位階。

弱まるように思われる。

hai phichāranā tae dōi sat dōi ching hai *pen yut pen tham*[*ma*] [Phrarāṭchakamnot Kau 27] 「真実に審理し、公正ならしめる」

phichāranā *mi pen yut pen tham*[*ma*] [Phrarāṭchakamnot Kau 19] 「公平を欠く審理を行う」

v) *yuttitham* (公平, 公正) という複合語をつくる場合

上述した iv) の形は、さらに進んで *yuttitham* という複合語をつくる。この複合語はスコータイ刻文には見えていない。またサンスクリット語、パーリ語にも *yukti-dharma* ないし *yutti-dhamma* という結合はないらしい。1854年発行のバルゴアの辞書⁹⁾ は *yuttitham* を収録し、これに *scientia vera; science vraie, parfaite; true, perfect science* という訳語を与えているが、文脈が与えられていないため意味は明確さを欠く。この語は、現代語の文脈では、まったく宗教的ニュアンスを持たない *justice* にあたる語として用いられる [McFARLAND 1941: 678; HAAS 1964: 434]。ただ、1865年発行の語彙集¹⁰⁾ には、*justice* の訳語としてこの語が挙げられていないところから想像すると、*yuttitham* が完全に宗教性を失うのは、かなり後のことと考えられる。

sūng sawoei rāṭchasombat tang yū *nai yuttitham* [Phrarāṭchakamnot Mai 9]

「即位して *yuttitham* の中におわす (国王)」

phrarāṭchakrūsadikā an than klāu wai *dōi yuttitham* [Tralākān 前文] 「公正にお定めになった勅令」

yang hā *pen yuttitham* mai [Uthōn 22] 「公正ではない」

bōk hai chōt chamloei rū hen phit lae chōp *doi yuttitham* [Āṭchayā Luang 144] 「原告と被告に対し、公正に申し渡して正邪の別を知らしめる」

以上『三印法典』にあらわれた *thamma* の用例を検討して来たが、これを要約すればつぎのようになる。すなわち *thamma* は『三印法典』においては、

- (1) 狭義の仏法
- (2) 広義の仏法
- (3) 仏教的行為規範
- (4) 仏教的行為規範に照した正しさ
- (5) 公正, 公平

9) D. J. B. Pallegoix, *Dictionarium Linguae Thai sive Siamensis interpretatione Latina, Gallica et Anglica*. Paris, 1854.

10) Anonym., *English and Siamese Vocabulary*. Bangkok: Mission Press, 1865.

を意味する語として用いられている。ここで問題となるのは(5)の「公正、公平」の規
準であるが、その回答の手がかりはつぎの用例の中に見出される。

dōi khlōng yuttitham tām Phra Thammasāt [Inthaphāt 1] 「プラタマサートに従
って公正に」

mi dai winitchai khō khadī dōi yuttitham praphēnī tām khamphī Phrathammasāt
[Phra Thammasāt 11] 「プラタマサートに従った公正な裁判を行わない」

2番目の例文に見える khamphī は「聖典」を意味するので、いずれも「プラタマ
サートに従って」となり、『三印法典』における「公正」ないし「公平」の規準は、「プ
ラタマサート」におかれていることが諒解される。それゆえわれわれのつぎの作業は、
タイの伝統法において、「プラタマサート」がどのような性格をもち、どのような位置
を占めているかを検討することとなる。

4. 「紛争の調停者」となった国王

『三印法典』巻頭の本「プラタマサート」には、「プラタマサート」の由来を記した
つぎの説話が収められている。

「大仙 Phromthēwarūsi は、Nāng Kinnari を妻として Phatthrakumān, Manōsān という 2
児をもうけた。長じるにおよびこの 2 人は Mahāsommutirāt 王に仕え、裁判を司る高官とな
った。

あるとき、うりの蔓が延びて畑の境界を越え、隣人の畑の中に実を結んだところ、畑の持主
の間に紛争が発生し、Manōsān がその裁定にあたることになった。Manōsān は、うりの所有
権が、実際に実の成った畑の持主に帰すると裁定したが、当事者の一人はこれを不服とし、
Mahāsommutirāt 王に上訴した。王は廷臣に命じ、蔓をたぐってその根元を調べさせその位置
が、うりの実を結んだ畑の境界を越えていることを確認すると、実の所有権は、うりの根が存
在する畑の所有者に帰属すべしという裁定を下して双方を満足させ、紛争を解決した。自らの
判決を覆された Manōsān は己の不徳を恥じ、隠者となって修行に専念した。やがて 5 通・ 8
禪定の秘法を達成した Manōsān は、神通力によって空中を飛翔し、宇宙の果てに至ると、眼
前にそそり立つ鉄罍山の山壁に、「プラタマサート」の文言が、巨象のような大文字をもって、
パーリ語で記されているのを見た。Manōsān はその文言をしっかりと心に刻みつけると、ふ
たたび空中を舞って国へ帰り、記憶した文言をもとに「プラタマサート聖典」を著わした。」
(Phra Thammasāt 4)

この説話の重要性は、法の文言が、宇宙の辺際に立つ鉄罍山の山壁に記されている
という神話を物語ることによって、「プラタマサート」の永遠性を強調し、その地上性
を否定しようとしている点にある。「プラタマサート」は、地上を支配する人間の王に
よって制定された法ではない。それは時間・空間を超越する存在であり、普遍妥当性
をもつ規範である。王は立法者ではなく、「プラタマサート」を解釈し、その原則を現

実の訴訟事件に適用して当否の判定を行い、紛争を解決することによって王国の秩序と安寧を維持する役割を担う人である。インドにその起原をもつこの法観念は、まず「インド化」された東南アジアの諸国に受容されたが、その根本思想は「シンハラ化」によっても影響をうけなかった¹¹⁾。王の下すところの判定は、「プラタマサート」のもつ不変性を欠いている。この点に関し、『三印法典』所収の「36条律」の序文の内容は示唆的である。そこには、裁判を司る16人の高官が協議を行った結果、先王の定めた42条の規則のうち、6カ条を廃止することとしたので、残りの36条について王の裁可を仰ぎたいとの文言が見える。王位の継承に際し、法律を再検討する慣行は、タイ語で *chamra kotmāi* と呼ばれる。*chamra* とは「洗い浄める」という動詞、*kotmai* は「定められた規則」を意味し、現代語では法律と同義に用いられている。先王の定めた規則も、王の死後は、後継者の手で「洗い浄め」られ、改廃されるのである¹²⁾。このことは、王の交代に際し、すべての官吏が新王により、あらためて再任されなければならないという慣行とも符合する [LINGAT 1950: 26]。しかしながら、*chamra kotmāi* の慣行は、王位の在位期間中における勅命の効果をいささかも減ずるものではないこともまた同時に強調しておく必要がある。

5. 「立法者」となった国王

具体的紛争の処理に際し、国王が「プラタマサート」の原則に従って判定を下す技術は「ラーチャーサート」(*Rāchāsāt*) と呼ばれる¹³⁾。この語はまた、「プラタマサートとラーチャーサートに従って審理する」[Uthon 9] という「訴訟法」の記述からも明らかなように、国王の下した判定そのものを指すこともある。われわれは、『三印法典』の中で「プラタマサート」と「ラーチャーサート」の両語が併記される事例にしばしば遭遇する。これは、本来「プラタマサート」の具体的適用の事例(判例)にすぎない「ラーチャーサート」が、タイにおいては「プラタマサート」に比すべき重要性を付与されていることを示唆するものと考えられるのだがそれは何を意味するのだろうか。

11) 同じく「シンハラ化」したビルマで作成されたワガル王の「マヌ・ダンマサットン」(*King Wagaru's Manu Dhammasattham*)にも同じ神話が載っているが、タイの「プラタマサート」のそれよりも簡略である [WAGARU 1963: 1]。

12) 『三印法典』もまた同様の手続によって *chamra* された結果成立した法典である。その経緯は、判事と不義を働いた人妻の離婚申立を正当とする規定が現行の規定にあることを不服としたラーマ1世が、当時用いられていたすべての法律の見直しを命じたことに発している [『三印法典』序]。

13) サンスクリット語 *rājasāstra* のタイ訛音。ビルマでは、パーリ語 *rājasattham* から変化した *yāza that* が用いられている [LINGAT 1950: 18]。

「プラタマサート」には *mūla khadī* と *sākhakhadī* というふたつのカテゴリーの存在が指摘されている。前者は「根本事項」、後者は「派生事項」と訳することができる。「根本事項」は、もともと「プラタマサート」に明示されているカテゴリーで、前述した29項の訴訟の項目¹⁴⁾を指す。それに対して「派生事項」は国王による具体的裁決の判例を意味する。当然のことながら後者は数も多く、内容も多岐にわたる。

ところで『三印法典』を、その形式に則して分析してみると、つぎのような三部構成をとっていることがわかる。

A	B	C
Phra Thammasāt	“Phra Ayakān”	Kot Phrarāтчaban’yat Phrarāтчakamnot

『三印法典』の構成

A は「プラタマサート」である¹⁵⁾。注目したいのは、ビルマの *Wagaru Manu Dhammasattham* などと比較して、タイの「プラタマサート」がきわめて短いことである。中心的な部分の内容は、実質的には目次と言えるほどに簡略化されている。

B の部分には、原則として *Phra Ayakān Laksana...* という標題の下にまとめられた諸規定が納められている。特徴的なことは各 *laksana* の冒頭に、これもまた原則としてはあるが、「プラタマサート」に示された「根本事項」がパーリ語で引用されている点である。（たとえば「奴隸法」では *dāsī ca dāsam* という言葉が29項目の *mūlakhadī* (パーリ語 *mūlagati*) の中から引用されているなど) 各 *laksana* の内部は、それぞれ *mātrā nūng* (一条) という語に導かれる一般規定から成り立っている。B 全体からは、ビルマの *Wagaru Manu Dhammasattham* に似た印象をうける。ちなみに B は『三印法典』全体の約60%を占めている。

C は判例集で全体の約35%にあたる。Kot Phrasong (サンガ令), Kot 36 Khō (36条律) と呼ばれるふたつの kot (掟, 定め), 1編の *Phrarāтчaban’yat* (勅令), 新旧ふたつの *Phrarāтчakamnot* (勅掟)を含む。B の各 *laksana* のような、ひとつひとつの規定が *mātrā nūng* に導かれていないこと、すべての規定が *kot hai wai* (定め給う), *rapsang hai wai* (仰せ出さる) で結ばれ、そのあとに必ず日付が付されている点に特徴が見られる。

14) おそらくは第2の書 *Inthaphāt* (インドラの言) もここに含めてよいであろう。

15) 「プラタマサート」は、この28項目のほか、訴訟手続に関する10項目を別掲しているので「根本事項」は合計39項目となる [LINGAT 1951: 182]。

以上を総合すると、A→B→Cの方向に具体性が増大し、逆の方向に向って抽象性が増大していることが明らかになる。記述の仕方についてみても、Aではパーリ語が頻出し、タイ語はその翻訳という印象を与えるのに対し、Bは、冒頭の部分にパーリ語の引用をのこす以外、全体としてタイ語による、一般的妥当性をもった規定の集成の形をとっている。Cでは、まず勅令を定めるに至ったそれぞれの経緯が語られ、ついで *tae ni sup pai* (これより先) という言葉に続いて勅令の内容が提示され、制定の日付で結ばれるという形式を貫いており、その内容はきわめて具体的である。

こうした『三印法典』の形式面での相違から、レンガは次のように推論する。

(1) タイ国王は、紛争の最高調停者として、「プラタマサート」に基づいて審理し、裁定を下し、その判例を *kot, phrarāṭchaban'yat, phrarāṭchakamnot* などの形で記録せしめていた。

(2) ある時代に、これらの判例の一部がその特殊性をすて、一般的妥当性をもつ形に書き換えられた。

(3) このように書き換えられた規定は、「プラタマサート」の「根本事項」のいずれかに分類され、それぞれの *laksana* の中で *mātrā* のひとつとなった。

(4) この手続によって、国王の下す判決が、「プラタマサート」に合体し、「プラタマサート」の權威の下に法規範として確立するにいたる。

レンガは以上の推論から、タイにおいて国王は実質的な立法者に近づいたと結論している [LINGAT 1950: 28]。

タイ語の「プラタマサート」を読んで奇異に感じられるのは、前述したその短かさである。しかしもしレンガのこの推論に誤りがなければ、「プラタマサート」の「目次化」はいわば必然であったといえよう。なぜなら『三印法典』の6割を占める“*Phra Ayakān*”が「プラタマサート」の実質部分にとって代ることができたからである。いまやタイ国王にとって必要なのは、「プラタマサート」という名とその權威のみとなったといえよう。さらに言えば、「プラタマサート」における訴訟項目が、「ダルマシャーストラ」の18から29へと増やされたことさえも、こうした変容の一環として理解できるのかも知れない。前掲の図において、ひとたび C→B→A の回路が開かれれば、Aにはただ C に正統性を付与する役割だけが期待されることになり、したがって C の要請によって A の内容が増広されるという、インドではまったく考えられない事態が起っても不思議ではないからである。

われわれはさきに政尾の論文が、タイの「シンハリ化」を無視して「プラタマサート」を「インド化」の文脈でとらえようとしている点を批判したが、さらに検討を加

えることによって『三印法典』における「プラタマサート」が、バラモン教から仏教へと、宗教の交替に適応して生じた変化以上に、大きくその意義を変化させてしまっていることを知るのである。

残念なことに、現代のわれわれにとって、タイの伝統法について知る手がかりは『三印法典』しか残されていない¹⁶⁾。ラーマ1世王による *chamra kotmāi* は、われわれの手からそれ以前の法制史料を奪ってしまった。『三印法典』のような「法典」が、ラタナコーシン期以前のタイにはたして存在したのかどうかさえ、現在のところ確認する確実な手段はない。しかしながら『三印法典』自体の内的批判はまだほとんど行われていないと言ってよい。たとえば「プラタマサート」に見える *mūlakhadī* と各 *Phra Ayakān* との、テキストに即した厳密な対応の検討作業さえまだ試みられてはいない。『三印法典』KWIC Index の完成は、こうしたテキストの内的批判の手続を大巾に簡便化し作業を促進させるものと期待される。

こうしたテキストの文献学的研究と平行して、『三印法典』が作成された1805年を中心に、法典編さんに至る過程をめぐる歴史的状況の研究をさらに推進させる必要がある。同様に「シンハラ化」し、同様にモン人から仏教的に改作された「ダルマシャーストラ」すなわち *dhammasattham* を受容しながら、なにゆえにタイにおいてのみ「プラタマサート」がその意味を独自の方向へと変化させたのかを理解するべきは、同時に、ラタナコーシン王朝の性格をとくかぎであるように思われるのである。

文 献

COEDÈS, George

1936 La plus ancienne inscription en Pāli du Cambodge. *Bulletin de l'École Française d'Extrême-Orient* 1936: 14-21.

1962 *Les peuples de la péninsule indochinoise*. Dunod.

(『インドシナ文明史』寺島昇ほか訳、みすず書房)

1964 *Les états hindouisés d'Indochine et d'Indonésie*. E. de Boccard, Paris.

COEDÈS, George and ARCHAMBAULT, Charles

1973 *Les trois mondes (Traibhūmi Brah R'van)*. École Française d'Extrême-Orient.

GRISWOLD, A. B. and PRASERT Na Nagara

1969 A law promulgated by the King of Ayudhya in 1397 A.D. *Journal of the Siam Society* 57(1): 109-48.

1973 The epigraphy of Mahādharmarājā I of Sukhodaya. *Journal of the Siam Society* 61(1): 71-178.

16) 唯一の例外は、スコータイ第38刻文である。この刻文は1397年に、当時すでにアユタヤに服属していたスコータイに対してアユタヤ王の制定した法を告示する目的でつくられたもので、前文と8つの *mātrā* から成る。東南アジア唯一の法律刻文と言われている [GRISWOLD and PRASERT 1969: 109-148]。

- HAAS, Mary
 1964 *Thai-English Student's Dictionary*. Stanford University Press.
- HALL, D. G. E.
 1981 *A history of South-East Asia*. 4th edition. The Macmillan Press.
- HOOKE, M. B.
 1978 *A concise legal history of South-East Asia*. Oxford.
- 石沢良昭
 1979 「碑刻史刻と歴史考察—カンボジア碑文・チャンパー碑文の事例から—」『南方文化』
 .6: 49-87。
- 石井米雄
 1969 「三印法典について」『東南アジア研究』6(4): 155-178。
- LINGAT, Robert
 1937 *L'influence indoue dans l'ancien droit siamois*. Domat-Montchrestien.
 1950 Evolution of the conception of law in Burma and Siam. *Journal of the Siam Society* 38
 (1): 9-31.
 1951 La conception du droit dans l'Indochine hinayâniste. *Bulletin de l'Ecole Française
 d'Extrême-Orient* 44: 163-871.
- MASAO, Tokichi
 1905 Researches into indigenous law of Siam as a study of comparative jurisprudence.
Journal of the Siam Society 2 (1): 14-18.
- McFARLAND, G. B.
 1941 *Thai-English Dictionary*. (photolithographic reprint) Daitōa Syuppan Kabusiki Kaisya.
- REYNOLDS, Frank and Mani
 1982 *Three worlds according to King Ruang, A Thai Buddhist cosmology*. Asian Humanities Press.
- WAGARU
 1963 *King Wagaru's Manu Dhammasattam, Text, Translation, and Notes*. Rangoon: Superin-
 tendent, Government printing and stationary.
- WOOD, W. A. R.
 1933 *A history of Siam*. The Siam Barnakich Press.